別記第１号様式（第４条関係）

公共汚水ます設置同意書

年　　月　　日

　　東神楽町長　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

東神楽町が施工する下水道工事のため、私が所有する末尾記載の土地に下水道管等（取付管、公共汚水ます等）を設置し、占用することを次により同意します。

記

１　占用期間は設置した日から東神楽町が占用を取り止める日までとする。

２　下水道管等の占用料は無償とする。

３　設置した下水道管等は東神楽町の所有であり東神楽町が維持管理するものとする。

４　土地の所有権を他に譲渡するときは、譲渡人に対してこの同意内容を継承させるものとする。

　　【土地の所有】

　　　　東神楽町

添付：位置図・平面図

別記第２号様式（第７条関係）

公共汚水ます設置申請書

年　　月　　日

東神楽町長　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおり公共汚水ます等を設置したいので関係図書を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 | 路線名 | |
| 東神楽町 | |
| 申請理由 |  | |
| 工事種類 | 新設　・　増設 | 公共汚水ます　・　取付管 |
| 工事期間 | 着工　　　　　　年　　月　　日  完成　　　　　　年　　月　　日 | |
| 工事施工業者 | 所在地  社　名  代表者  連絡先  担当者 | |
| 添付書類 | □位置図　□宅地内配管図　□縦・横断面図（深さ明示）  □利害関係者の承諾書（※必要な場合）  □保安図　□その他（　　　　　　） | |
| 道路の復旧方法 | 原形に復旧する。 | |
| その他事項 |  | |

別記第３号様式（第７条関係）

公共汚水ます設置許可書

東神建水第　　　号

年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名

東神楽町長　　　　　　　㊞

令和６年１月１７日付けで申請のあった公共汚水ます設置について次の条件を付して許可します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の場所 | 路線名 |
| 東神楽町 |
| 申請理由 |  |
| 工事期間 | 着工　　令和　年　　月　　日  完成　　令和　年　　月　　日 |
| 工事施工業者 | 所在地  社　名  代表者  連絡先  担当者 |
| 【条件】  １　工事の施工に際しては、東神楽町公共下水道条例及び、東神楽町公共下水道条例施行規則の基準に従い施工すること。  ２　工事施工に当たり、道路使用許可の取得、その他占用物件の調査は申請者が行うこと。  ３　道道に設置の際の占用申請は町で申請を行うが必要申請書類については申請者が作成すること  ４　工事着工前、工事完成後、工事中の主な作業内容の写真を撮影し、工事完成後に当該写真と竣工図面を提出し、町の確認検査を受けること。  ５　宅地内に設置された公共汚水ます等の占用料は無料とし、使用期間は町が必要とする期間とする。  ６　工事完成後、設置された公共汚水ます等について寄付（別記第６号様式）を行いは町に帰属すること。 | |

別記第４号様式（第８条関係）

公共汚水ます設置工事着工届

年　　月　　日

東神楽町長　様

届出者　　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおり公共汚水ます設置工事に着手するので届け出ます。

１　路線名

２　許可年月日　　　年　　月　　日付け　東神建水　第　　　号

３　着手年月日　　　年　　月　　日

別記第５号様式（第８条関係）

公共汚水ます設置工事完了届

年　　月　　日

東神楽町長　様

届出者　　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとおり公共汚水ます設置工事が完了したので届け出ます。

１　路線名

２　許可年月日　　　年　　月　　日付け　東神建水第　　　号

３　完了年月日　　　年　　月　　日

４　添付書類　位置図、竣工図面、数量表、工事写真

別記第６号様式（第８条関係）

公共汚水ます帰属承諾書

年　　月　　日

東神楽町長　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

年　　月　　日付けで許可のあった公共汚水ますについて、東神楽町下水道公共汚水ます設置要綱第９条の規定により町に帰属することを承諾します。

記

１　場　　所　東神楽町

２　施　　設　別紙数量表のとおり

３　申請理由　上記施設を東神楽町へ寄付するため

４　添付書類　位置図、竣工図面、数量表

５　備　　考　帰属した公共汚水ますについては町が維持管理を行うこととする。ただし故意又は過失により破損等が生じた場合は、当該破損等の原因となった者の責任においてこれを修復します。